

# 高等学校等就学支援金のお知らせ

## 就学支援金について

高等学校等就学支援金制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。

本制度による支援を受けるためには、生徒本人による申請手続きが必要です。

申請方法については、HP 掲載資料をご確認ください。

※申請をしない場合には、授業料の支払いが必要となります。

※就学支援金は直接支給されるのではなく、学校の授業料に充当されます。

## 申請方法について

マニュアル等は日川高校 HP に掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

日川高校 HP > 事務室 > 諸経費・支援制度 > **令和8年度高等学校等就学支援金の申請のご案内**  
(掲載資料)

- ・ 1\_高等学校等就学支援金のお知らせ (※本紙)
  - ・ 2\_資料① (申請手続き) 【新入生等用】
  - ・ 3\_資料② (申請手続き) 【在校生用】
  - ・ 4\_e-Shien 申請者向け利用マニュアル 共通編
  - ・ 5\_e-Shien 申請者向け利用マニュアル 新規申請編
  - ・ 6\_e-Shien 申請者向け利用マニュアル 変更手続編
- } HP に掲載

### 【 日本国籍の方 】

スマートフォン等を用いた**オンライン申請**となります。

QR コードよりログインし、手続きをお願いします。

※2・3年生については、ログイン後に認定状況を確認できます。

◆ 新入生及び2・3年生のうち就学支援金が認定されていない方 (臨時支援金受給者)

⇒ 掲載資料の **1・2・4・5** を参照

◆ 2・3年生のうち就学支援金が認定されている方

⇒ 掲載資料の **1・3・4・6** を参照

※今年度は、マニュアルの紙媒体での配布は行いません。紙で必要な方は事務室までお申し付けください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

## 【 日本国籍以外の方 】

オンライン申請が出来ないため、紙の申請書類を提出してください。

申請書の他に、在留カードの写し（コピー）等の生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認する書類が必要です。詳細は申請書に記載がありますのでご確認ください。

### ◆ 新入生及び2・3年生のうち就学支援金が認定されていない方（臨時支援金受給者）

⇒ 掲載資料1・2

掲載資料の 2\_資料①（申請手続き）【新入生等用】 に申請書類があります

### ◆ 2・3年生のうち就学支援金が認定されている方

⇒ 掲載資料1・3

掲載資料の 3\_資料②（申請手続き）【在校生用】 に申請書類があります

## 申請期限

【 日本国籍の方 】・・・**e-Shien** でのオンライン申請

申請期限：4月22日（水）

【 日本国籍以外の方 】・・・**紙**での申請

提出期限：4月30日（木）

## お問い合わせ先

### ◆ 申請方法や提出方法について

日川高校事務室 Tel：0553-22-2321

### ◆ 公立高等学校の就学支援金制度について

山梨県教育庁 高校教育課 Tel：055-223-1769

### ◆ オンラインシステムの操作方法について

システム内のチャットボットもしくはオンラインシステムヘルプデスクをご利用ください。

メールアドレス：e-Shien-helpdesk@am.nttdata.co.jp